

公的補助団体にあるまじきコンプライアンス（遵法）破壊を繰り返している体育協会への糾問と抜本改善要求

門真市体育協会 会長：宮本一孝 殿、理事長：田中登 殿、理事一同 殿
傘下団体 各位

2014年3月13日(木)

門真市議 戸田ひさよし



糾 問

- 1：体育協会という団体は、正々堂々たるスポーツマンシップとコンプライアンス（法令遵守）に則り運営されるべきものと思うが、門真市体育協会の実態は極めて遺憾ながらそれとかけ離れている。
 - 2：かつての東市長時代、辻本鷹氏を会長とする門真市体協は「東市長の集票マシン」という面を持っていた事は「公然の秘密」であり、体協外の市民と較べて行き過ぎた優遇を東市政から受けていた面があった。
2005年市長選で東氏が敗れ園部市政が誕生して以降、行政と体協の関係や市民間待遇格差の問題が問い直され、体協の旧来の体質の刷新が求められたのは当然のなりゆきであり、その方向に進む事が市民からも期待された。
 - 3：ところが体協は体質改善を進めるのではなく、辻本会長が「顧問」に轉身しつつ現職の府議・市議を会長・副会長に据えて門真市行政に睨みを効かそうとするという、時代に逆行する改悪に舵を切ってしまった。
これが2010年3月よりの宮本一孝府議の会長就任と吉水文晴門真市議の副会長就任である。
 - 4：そもそも多様な政治傾向を持つ市民で構成されるスポーツ大衆団体のトップに、門真市を選挙区とする特定の議員を据えるという事が自体が非常識であり、「体協の政治的偏向」と見なされる事である。
その上、宮本一孝府議は（私が2011年冒頭からバクロ追及してきたように）
 - 1) ◆2007年府議当選以来3年10ヶ月に渡り市選管の注意を無視し続け、市議時代看板を違法使用し、
 - 2) ◆2010年9月に自民党から維新に離党したのに、5ヶ月間も「自民党」と看板に表示し続けて政党偽装し、
 - 3) ◆その事を戸田が公開質問状で問い質しても回答も反省もせず、(違法看板や政党偽装はやっとやめたか)
 - 4) ■民族差別暴力（ヘイトスピーチ）犯罪多数で実刑収監中の凶悪犯＝門真市出身の荒巻靖彦との黒い交際、
 - 5) ▲迂回寄付による税金還付、かつ「返納したいが税務署が受けてくれない」というウソ発言もして返納せず、などの事実からして、「スポーツマンシップとコンプライアンスから最もかけ離れた人物」であり、よりによってこのような人物を会長に据え続けて恥じない体育協会の体質には呆れ果ててしまう。
- ※ 荒巻ら差別暴力集団が「チョン公、出て行け！ 朝鮮人殺せ！」等々の聞くに堪えない差別怒号を挙げて暴力襲撃している実態と、その荒巻が宮本府議を「とても素晴らしい府議で、自分の店に来てくれ話をしてくれる」と交友自慢する様子をまとめた動画DVD＝「宮本一孝&ザイトク『黒書』」を同封しましたので、ご覧下さい。
まともな公人ならば、荒巻の差別暴力言動を諫め、直らないなら絶縁して差別怒号行為を批判すべきであるのに、宮本府議はそういう批判は決してしようとしない。「差別を許さず人権を尊重する姿勢」が無いのです。
- 5：吉水市議について言えば、「門真市行政の支出等をチェックする」立場の市議が「門真市から補助を受ける団体の役員」を兼ねるなどは、昨今では門真市議員の誰もやっていない破廉恥行為であって、しかも2013年4月以降は門真市の「議員政治倫理条例」にも違反する行為である。
※ 条例第3条第7号：「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」
- 6：こういった「宮本問題」、「吉水問題」、「議員政治倫理条例問題」を糾した「糾問と公開質問」を、議員たる私が体協の田中理事長に昨年5月17日に「5/30 回答期限」で出したのだが、田中理事長は5/29 回答文を出して来たものの、その内容は「体協活動の場で政治的主張のビラ配布や発言はしてないから問題ない」とか「体協の場での素行は問題がない」などの論点誤魔化しでしかなく、しかも「回答期限の関係で理事長田中の個人的見解であり、それ以上でもそれ以下でもない」と言いながら「正式な回答」は全くよこさないという不誠実さである。
これは、「体育協会が門真市から公的補助を受ける団体でありながら、門真市議から質問状を出されても説明責任を果たさない」という事であり、非常に悪質である。
- 7：さらに田中理事長は、私がこの「5/17 糾問文書」で「問題解決がなされるまでは、貴会の行事への出席は、抗

議の意思表示として全てボイコットする！」と書いて、体協主催の「5/30 門真市民総合体育大会」への出席拒否を明言し、私の意志を大会前に知らせていたにも拘わらず、5/30 当日のパンフの「参与 戸田久和」の部分を残さずに配布し、参加市民に「戸田議員も参与になっている」という誤解を与え、私に迷惑をかけた。

しかもその事に対する私への謝罪は全く無しのまま、「3/20 体育協会 50 周年記念式典の出欠の返事が届いておりません。ご回答下さい」というメールを田中理事長が送りつけてくるという鉄面皮ぶりである。

8：その上に酷いのは、吉水議員の副会長就任が「議員政治倫理条例の違反」で市議会でも9月に問題になるとすると、吉水議員と体育協会が結託して、議会や教委に対しては「8/20 に副会長を辞任した」と答えて「役員を辞めて議員政治倫理条例違反を解消した」かのように思わせておいて、実際には「理事に就任換えして役員を続けていた」事である。（吉水議員は9/10に「政治倫理条例違反による議長警告処分」となった）

9：それだけでない。吉水議員は「体協副会長就任の件での9/10 処分」の後、他の議員が知らない事をよい事にして、「ソフトボール連盟の会長」を続け、それが私の調査によってバレて9/24 文教委で問題になると、「9/23 で会長は辞任した」と答えて、「役員を辞めて議員政治倫理条例違反を解消した」かのように思わせておいて、実際には「相談役という役員に就任換え」して役員を続けていた。

これは明らかに吉水議員と体協傘下団体のソフトボール連盟の結託によるものである。

そして「ソフトボール連盟の会長を9/23 まで続けていた」件で、吉水議員は11/15に2度目の「政治倫理条例違反による議長警告処分」を受けている。（これら2回の警告処分は「議会だより」で公表されている。）

しかし吉水議員は何ら反省せず、他にも「柔道連盟の顧問」にも就任したままである。

これらが「役員名簿」に記載されている職位である以上、吉水議員の政治倫理条例違反は明らかである。

10：「体協副会長」以外の役職問題は、全て私の調査によって初めて市議会でも明らかになった事であるが、共通しているのは、吉水議員と体協および体協傘下団体が政治倫理条例を舐めきった考えをしているということである。

議員政治倫理条例がいくら「議員の自律の問題」であるとはいえ、吉水議員の条例違反（抵触）状態を容認したり、議会の目を騙す事に加担したりしている体協と傘下団体の姿勢は、コンプライアンスを重視すべき公的補助を受けている団体としてあるまじき姿勢であり、厳しく弾劾されねばならない。

11：よって、私は他3名の議員の筆頭となって3/11(火)に「吉水議員の政治倫理条例違反についての審査請求」を出したし、来たる3/19 文教常任委員会では、「体協のようなコンプライアンス破壊団体に対しては全ての補助を停止せよ。教委と市議会に対する謝罪誓約書の提出を求めよ」と、教委に迫る事にした。

（近日中に吉水議員に対して「3度目の議長警告処分」が下されるのは間違いない！）

12：門真市当局が新年度から、（体協主催の）「門真市民総合体育大会」の名称を使うならば施設の優先使用を開会日の1日しか認めない、そして教委主導で実行委体制を作って10月に「門真市スポーツ・レクリエーション大会」を新たに開催する、という方針を決めたのは体協のコンプライアンス破壊体質への危惧と決して無関係ではない。

~~~~~

## 抜本的改善要求

1：数々の非行問題を起こしている宮本一孝府議を体育協会の会長から解任し、議員政治倫理条例違反の吉水議員を体協の「理事」から解任する事。

2：吉水議員の「議員政治倫理条例」を容認し、市議会や行政への情報隠ぺいや誤魔化しに加担してきた田中理事長は引責辞任し、理事会を大幅に刷新する事。

3：この間の度重なる「議員政治倫理条例違反への容認、情報隠ぺいや誤魔化し説明」について、体育協会という組織として真摯に反省し、謝罪文と再発させない事の誓約書を市議会と教育委員会および門真市長に提出する事。

4：少なくとも体協の理事会において、「コンプライアンス」、「説明責任と情報公開」、「差別を許さない人権尊重」について、市教委推薦の講師による研修を行なう事。

以上。

※、戸田への質問や意見があれば、戸田の封筒に記載してある電話やFAX までどうぞ。



# 緊急告発！吉水議員がさらに悪質な「役員就任」をやっている事が判明したので緊急な審査と厳罰を求める！

門真市議会 議長および副議長 殿  
議員政治倫理条例審査会 委員 各位  
門真市市議会議員 各位

2014年3月4日(火)

門真市議 戸田ひさよし

資料



先日教委から「体育協会と傘下団体の役員一覧」を出してもらったら驚くべき事が判明したので、以下に述べる。

1：吉水議員は、「2013年9/1現在」の「体育協会役員名簿」(※資料1)で「理事」に就任している！

つまり、吉水議員と体育協会が結託して、議会や教委に対しては「8/20に副会長を辞任した」と答えて「役員を辞めて議員政治倫理条例違反を解消した」かのように思わせておいて、実際には「理事に就任換えして役員を続けていた」のである！

(「理事」が体育協会の「役員」として定められている事は体育協会規約(※資料2)で明白である)

2：昨3/3(月)に丹路スポーツ振興課長に問い質したところ、以下の事が分かった。

- 1) 10月か11月に体育協会から「役員名簿」が提出された。
- 2) 吉水議員が「理事」になっていたので、「これは問題かと思いますがどうですか」と体協に話を投げかけた。
- 3) しかし体協からはその後何の反応も無いままである。
- 4) 教委は体協への追及を行わず、またこの件を議会側に全く伝えなかった。

3：また吉水議員は、ソフトボール連盟の「2014年度役員名簿」(※資料3)で「相談役」に就任している！

これは政治倫理条例違反で9/24文教委で問題になり9/30に審査請求が出されるに際して「9/23で会長は辞任した」と答えて「役員を辞めて議員政治倫理条例違反を解消した」かのように思わせておいて、実際には「相談役という役員に就任換えして役員を続けていた」のである！

(「相談役」が同連盟の「役員」に該当する事は、同連盟の「役員名簿」に記載されている事自体から明白だ)

4：さらに吉水議員は、柔道連盟の「平成25年度役員名簿(2013/3/16)」(※資料4)にも「顧問」として役員登録されている。(これも「役員名簿」に記載されている職位である以上、政治倫理条例違反は明らかである)

5：教委の弱腰対応にも問題があるが、一番の問題は、体育協会と吉水議員の議会と政治倫理条例を舐めきった考えと対応である。「問題になった役職を辞任した」と言うウラで実は別の役職に就くとは、誰も想像し得ない事であり、こういう卑劣な手を使って平然と政治倫理条例違反を重ねていた事は絶対に許せない。

◆吉水議員は12月議会でも2度目の政治倫理条例違反に関わって議長警告や問責決議を受けた時でも、実は体協の理事、ソフトボール連盟の相談役、柔道連盟の顧問という3つの政治倫理条例違反を陰で続けていたのだった！

6：これらはあまりに悪質な行為なので、私は以下の事を要請する。

- 1) 3月議会中であっても早急に議員政治倫理条例の審査会を持って条例違反を認定して処分する事、
- 2) 3/25本会議で政治倫理条例違反の処分としての議長警告を公表する事、
- 3) 3/25本会議で吉水議員に対する問責決議を採択する事

7：議員政治倫理条例がいくら「議員の自律の問題」であるとはいえ、吉水議員の条例違反(抵触)状態を容認したり議会の目を騙す事に加担したりしている体協と傘下2連盟の姿勢は、コンプライアンスを重視すべき公的補助を受けている団体としてあるまじき姿勢であり、厳しく弾劾されるべきである。

よって門真市議会として、教委に対して、特に責任が重い体協に対して警告文書を出すとともに「今後は議員政治倫理条例に誠実に協力する」旨の確約文書を出さない限りは補助を行なわないと通告するよう、求めるべきである。

以上。



# 議員政治倫理条例の文言意味を歪める宣伝を共産党が執拗に繰り返して、政治倫理条例をおとしめ、適正な運用を誹謗中傷してきた事を糾弾し、対処を求める！

3 / 5 申入書

門真市議会 議長および副議長 殿  
議員政治倫理条例審査会 委員 各位  
門真市市議会議員 各位

2014年3月5日(水)

門真市議 戸田ひさよし（無所属・「革命21」）

1：門真市議員政治倫理条例第3条第7号は、議員が守るべき事として「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」と規定している。

「補助金又は助成金を受けている団体」という規定ではなく、「補助又は助成を受けている団体」との文言で規定されているのであるから、「補助金や助成金を受けずに料金減免や優先使用などの優遇を受けている団体であれば、議員が役員に就任しても許される」と考える余地は全くない。

2：しかるに門真市共産党の議員達は、本条例制定を可決した2013年3月議会3/22本会議での審議の中で、制定反対派の緑風クラブ五味議員からの質問に対して条例提案した3会派を代表して答弁した門真市民クラブの日高議員が「市から活動または運営に対する補助または助成を受けている団体についてであります、市から補助金、助成金、交付金の交付を受けている団体です。」と不十分な答弁をした事を盾にして、「補助金や助成金を受けずに料金減免や優先使用などの優遇を受けている団体は議員の役員就任禁止の対象外だ」との理屈を振りかざして、「吉水議員のソフトボール連盟会長就任は政治倫理条例違反にはならない」という暴論を展開して、吉水議員への政治倫理条例違反認定が不当処分であるかのように市民に宣伝し続けている。

3：これには3月議会で共産党が提案した政治倫理条例の条文が3会派案と全く同じ「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」という文言でありながらも、その意味について五味議員からの質問に対して「市から補助金、助成金、交付金の交付を受け、市に報告書等を提出している団体と考えています」と答弁している（そのように考えていた）事も関係あるのかもしれないが、もしそう考えていたのであれば条例文言をそのように書いて提案すべきであって、自分らの文言感覚の緩さを他にも適用しようとするべきではない。

4：日高答弁は、本来は「補助金、助成金、交付金等の交付を受けている団体」とか「補助金、助成金、交付金や減免措置等を受けている団体」と答えるべき所であり、「答弁の不足・ミス」であろう。

私はこの点については提案3会派が「答弁の不足・ミス」を認めて訂正補完措置を取るべきと考える。

5：しかしながら共産党が日高答弁の一部の不足・ミスを鬼の首を取ったように振りかざして、「議会答弁で言っているから現金補助を受けていない団体の役員就任は条例で禁止されていない」、と得手勝手な解釈や宣伝する事は許されない。

条例の文言と議会での一議員の答弁発言（それが3会派代表であろうとも）とどちらが法的に重いのかは、言うまでもなく条例文言の方が重いのである。これは法率条例理解の初歩的な常識である。

条例文言からも、そして条例の制定目的からしても、「現金であれ非現金であれ、市から各種の補助助成を受けている団体の役員に、市行政をチェックする立場の議員が就任するのは行政を歪める危険性があってよろしくない」と考えるのが当然であって、共産党のケチ付けは愚劣で俗悪だと言わねばならない。

6：共産党がこのような愚劣俗悪な条例解釈を続けるだけでなく、それに基づいて、吉水議員の条例違反の適正な告発や審査会認定が不当なものであるかのように市民に説明宣伝してきたのは、政治倫理条例と門真市議会に対する誹謗中傷であり、これ以上放置せず、条例文言の正しい意味を議会全体で再確認して厳正な対処を行なうべきである。

以上、申し入れる。なお私は共産党議員であれ誰であれ、いつでも論議に応じる事を付言しておく



# 亀井議員、吉水議員に対する 問責決議を可決

亀井淳議員が25年10月18日の決算特別委員会において、委員長の議事進行を妨げる発言を執拗に行い、審議を中断させたことなどに対し、12月10日の本会議において、同議員に対する問責決議が可決された。

亀井淳議員は、平成25年10月18日開催の決算特別委員会において、議員用傍聴席に座った上で、委員長の議事進行を妨げる発言を執拗に行い、審議を中断させた。この傍聴席からの発言は、会議の秩序を乱し、議会制民主主義を冒涜するものであり、到底看過できるものではない。

また、平成25年10月29日には、会派代表者による協議会で発言した議員に対し、当該議員が側席に居るを得ない発言を会議場で行ったことは、誠に遺憾である。

さらに、平成25年第1回定例会において報告のとおり、亀井淳議員が本市議会選出の議員として就任していた守口市門真市消防組合議会の副議長の重職を、同議員の言動が原因となり、任期途中の平成24年12月26日に解任したことは、守口市議会選出の議員に迷惑をかけただけでなく、本市議会の名誉と権威を著しく失墜させた。

同議員には、言動に慎重を期すことが当然求められている中で、これらについても議員自ら親戚及び選挙の言葉を通じて、市民の信頼を受けるべきであり、これらも考慮すると、市民の信頼を得るものではないと、議員としての資質を疑うものである。

よって本市議会は、亀井淳議員に対し、公職者である議員の職責の重さを深く自覚し、猛省を求めるとともに、今後二度とこのような行為を起こさないよう強く求めるものである。

以上、ここに決議する。

## 亀井淳議員に対する問責決議

吉水文晴議員が門真市議会議員政治倫理条例（25年4月1日施行）に違反したとして、同条例の規定に基づき、議長より警告の措置が繰り返され、12月20日の本会議において、同議員に対する問責決議が可決された。

吉水文晴議員は、このように立場にあるにもかかわらず、門真市議会議員政治倫理条例の施行後、本年9月10日には門真市体育協会の副会長、さらに11月15日には、門真市ソフトボール連盟の会長に就任していたことに対し、いずれも同条例第3条第7号「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」に違反したとして、同条例第10条の規定に基づき、議長より警告の措置が繰り返され、12月20日の本会議において、同議員に対する問責決議が可決された。

当該行為は、いかなる理由があるにせよ、高い倫理観が求められる議員としてあってはならない行為であるとともに、門真市議会の名誉と権威、ひいては市民の本市議会に対する信頼を著しく失墜させたものであり、看過できるものではない。

よって本市議会は、吉水文晴議員に対し、条例を遵守し、信頼回復に向けた取り組みを強く求めるとともに、倫理責任の再認識と猛省を促し、その責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。

## 吉水文晴議員に対する問責決議

吉水文晴議員が門真市議会議員政治倫理条例（25年4月1日施行）に違反したとして、同条例の規定に基づき、議長より警告の措置が繰り返され、12月20日の本会議において、同議員に対する問責決議が可決された。

吉水文晴議員は、このように立場にあるにもかかわらず、門真市議会議員政治倫理条例の施行後、本年9月10日には門真市体育協会の副会長、さらに11月15日には、門真市ソフトボール連盟の会長に就任していたことに対し、いずれも同条例第3条第7号「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」に違反したとして、同条例第10条の規定に基づき、議長より警告の措置が繰り返され、12月20日の本会議において、同議員に対する問責決議が可決された。

当該行為は、いかなる理由があるにせよ、高い倫理観が求められる議員としてあってはならない行為であるとともに、門真市議会の名誉と権威、ひいては市民の本市議会に対する信頼を著しく失墜させたものであり、看過できるものではない。

よって本市議会は、吉水文晴議員に対し、条例を遵守し、信頼回復に向けた取り組みを強く求めるとともに、倫理責任の再認識と猛省を促し、その責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。

# 補正予算を可決

平成25年度門真市一般会計補正予算（第5号）は、既述の歳入歳出予算にそれぞれ3,447万7,000円を追加し、予算総額を3,535億9,887万9,900円とするもので、本会は関係各常任委員会に分別付託し、慎重に審査しました。

## パスポート 発給事務 26年7月開始

審査の付託を受けた民生常任委員会では、まず旅券（パスポート）発給事務の事業実施に至る経過をたどったこと、四事務は、従来、国からの法定受託業務として大阪府が実施してきたものであるが、18年3月の旅券法の一部改正により、事務の一部を市町村へ再委託することが可能となり、府内各市が順次移譲を受けている状況を踏まえ、検討した結果、26年7月から実施することとした。

なお、市民にとってのメリットについては、大阪市内のパスポートセンターに行かずに、市役所で申請や受け取りができること、また、本市に本籍がある場合は申請に必要な戸籍謄本取得が同時にできること、といった、文教常任委員会では、英語教育活動推進委員会の、英語教育と比べ減額して計上されている理由と経緯をたどったこと、これらで小学校、6年生と中学校に配置したネイティブ（外国語）スピーカーによるA・B・C（外国

人英語指導助手）を、26年度は中学校のみを対象として、7人から9人に増やすものである。経緯については、第七中学校区の使える英語プロジェクト事業において、二馬、五月田小学校の児童を対象として、生きた英語に触れる機会をよすことを目的に、従来のA・B・Cに加え、英語が堪能な日本人の外国語活動支援員を配置したところ、児童の英語に対する興味・関心が高まる等の成果があったことから、26年度は、本市在住の英語の堪能な日本人の活用も視野に入れた拡充に向け、小学校全校を対象に同支援員約4名の配置を検討していることとした。

次に、今後の英語教育への考えをたどったところ、文部科学省が7年後を目途に、小学校5、6年生の外国語活動を教科化した3年生の段階から外国語活動を取り入れる方向を注視することを受け、同省の動向を注視するとともに、使える英語プロジェクト事業の成果も踏まえ、小学校外国語活動とのさらなる連携を図ること、K・E・I・K（門真市子ども英会話講座）や、めざせ世界へはばけ事業などとの連携を深め、児童・生徒の英語に対する関心・意欲を高める取り組みを推進することとした。

本会は、本会議において反対の討論がなかったが、賛成多数で可決しました。

## 意見書を可決

難病対策の充実等に関する意見書

消費税率の軽減税率制度の導入を求める意見書

| 第4回定例会で審議された案件と議決結果 |                                                                                                                                                                                                                                               | 会 派 名<br>議 員 名 |       | 公 明 党 |       | 日本共産党 |       | 緑風クラブ |       | 自由民主党 |       | 門真市民<br>ク ラ ブ |       | 無所属   |       | 議 決 結 果 |       |       |       |       |       |       |    |    |    |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|----|
| 議 案 名               |                                                                                                                                                                                                                                               | 田中 朋久          | 岡本 泰城 | 内閣 武典 | 高橋 喜子 | 森田 博子 | 平岡 美子 | 奥谷 信夫 | 北村 裕子 | 井上 裕子 | 福田 英彦 | 大倉 基文         | 五味 聖二 | 今田 哲哉 | 吉水 文晴 | 中道 茂    | 土山 重樹 | 佐藤 親太 | 木津 英之 | 田代 幹夫 | 日高 哲生 | 田中 久和 |    |    |    |
| 専決処分                | 専決処分の承認を求めることについて（生活保護法第78条に基づく費用徴収金請求に伴う訴訟の提起について）                                                                                                                                                                                           | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | 承認 |    |    |
| 条 例                 | 門真市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について                                                                                                                                                                                                                  | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | 可決 |    |
|                     | 門真市自治基本条例の制定について                                                                                                                                                                                                                              | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | 可決 |    |
| その他の<br>議 案         | 門真市事務分掌条例の全部改正について／門真市下水道条例の一部改正について／門真市水道条例の一部改正について                                                                                                                                                                                         | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | 可決 |    |
|                     | 市道路線の認定について／市道路線の変更について／門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について／門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定（利用）者の指定について／門真市南第1自転車駐留場、門真市南第2自転車駐留場及び門真市立中央池公園の指定管理者の指定について／門真市立文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定について／住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
| 補正予算                | 平成25年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）                                                                                                                                                                                                                 | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
|                     | 平成25年度門真市一般会計補正予算（第5号）／平成25年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）／平成25年度門真市後援高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）／平成25年度門真市下水道事業特別会計補正予算（第1号）                                                                                                                             | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
| 人引案件                | 公平委員会委員（小西ふみ子氏）の選任について／人権擁護委員候補者（久保子氏）の推薦について                                                                                                                                                                                                 | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 同意 |
|                     | 公平委員会委員（植村興正氏）の選任について                                                                                                                                                                                                                         | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 同意 |
| 決算案件                | 平成24年度門真市下水道事業特別会計決算認定について                                                                                                                                                                                                                    | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
|                     | 平成24年度門真市一般会計決算認定について                                                                                                                                                                                                                         | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
| 議員提出<br>議 案         | 平成24年度門真市水道事業会計決算認定について                                                                                                                                                                                                                       | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
|                     | 亀井淳議員に対する問責決議                                                                                                                                                                                                                                 | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
|                     | 難病対策の充実等に関する意見書                                                                                                                                                                                                                               | ×              | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×             | ×     | ×     | ×     | ×       | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×     | ×  | ×  | 可決 |
|                     | 消費税率の軽減税率制度の導入を求める意見書                                                                                                                                                                                                                         | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |
|                     | 吉水文晴議員に対する問責決議                                                                                                                                                                                                                                | ○              | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○             | ○     | ○     | ○     | ○       | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○  | ○  | 可決 |

※表の東方「○」は賛成、「×」は反対。会派名は大会派・公明党、議員名は議員順。  
※1 議長につき、採決に参加なし。 ※2 自己に関する議事につき、採決に参加なし。







# 体育協会が素行問題の宮本一孝府議・吉水丈晴市議を 会長・副会長にし続けている事への糾問と公開質問

2013年5月17日(金)朝、速達郵便にて田中理事長宅に発送

門真市体育協会理事長 田中登 殿

門真市南野口町 65-12

体育協会理事会 理事一同 殿

門真市議 戸田ひさよし

門真市新橋町 12-18-207

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

突然の速達郵便による文書送付であります。公金支出団体たる貴会の適正でスポーツマンシップにふさわしい運営を願う門真市議として、やむにやまれぬ気持ちでこの文書を発します。

貴会では、かねて素行に非常に問題がある上に4月に迂回寄付・税金還付問題で世論の批判を浴びて門真市長選出馬断念に追い込まれた宮本一孝大阪府議が、今も平然として会長を続けており、また吉水丈晴門真市議が4月1日施行の「門真市議員政治倫理条例」に違反して、いまだに副会長を続けている事を先日知り、驚き呆れ、この文書を出して門真市体育協会の認識を公開的に問い質す事を決意した次第です。

以下に述べる点を理事全員で真摯に検討され、5月30日までに当方に文書で回答されることを求めます。

## 【 宮本一孝大阪府議(日本維新の会)の素行問題 】

### 1：(3年10ヶ月に渡る違法看板の意図的な使用)(資料1・2参照)

2007年4月の府議当選以降は使ってはならない「門真市議時代の看板」を3年10ヶ月も違法に使い続けた。市民通報を受けた門真市選管が何度も注意したが改めず、私が2011年1月にHPで公開批判しても改めず、私が府選管に通報して告発の構えを示した事でようやく撤去したが、まるで反省無し。

### 2：(5ヶ月に渡る看板での政党偽装)(資料1・2参照)

2010年9月に自民党を離党したのに、自分の看板にずっと「自民党」の記載を残し続け、私が2011年1月にネットで指摘しても止めず、2月になってようやく看板から「自民党」の文字を消した。

### 3：(不正行為をしても質問書に答えず説明責任も果たさない)(資料2・3参照)

上記の看板不正事件について、2011年3月に私が「公開質問状」を出して、文書回答を求めたが、全く回答をしなかった。

### 4：(民族差別暴力集団=在特会の凶悪犯罪者=荒巻靖彦との黒い交際)(資料4・5・6参照)

荒巻靖彦は、京都朝鮮学校襲撃、徳島県教組襲撃、ロート製薬脅迫事件で5/1に懲役合計3年で刑務所入りし、さらに風営法違反・警官に包丁を振り回した公務執行妨害で裁判中の凶悪犯罪者であり、街頭で「ゴキブリ朝鮮人は日本から出て行け〜ッ!」と罵声を上げ、老婦人に対して「このババアの顔、チョンコですよ。どつき回したって下さい」、などと怒鳴りつけるような下劣な差別男である。

宮本一孝府議は、この荒巻の北新地のラウンジ店「ブリックブラック」(無許可経営)に何度も行って仲良く語り合ってきた仲であり、そのことを荒巻本人が2011年11月にネットにアップした証拠動画がある。

この動画の中で荒巻は宮本府議について「うちによく飲みに来てくれてるんですよ。警察と来たり、公安と来たりね、・・・」と自慢げに語り、戸田のことは呼び捨てにするが、宮本府議に対しては「宮本さん」と呼び、心からの敬意と親密さを示している。

この店は、在特会など集団暴力集団(以下「ザイトク」と呼ぶ)のたまり場になっていて、彼らの



デモや集会後の打ち上げ会にもよく使われ、荒巻らから差別人権侵害の言葉が飛び交っている事は、店に行けば誰にでも分かる。

(戸田はザイトクらの輩行を 2009 年頃から厳しく批判してきたので、彼らから特段の恨みを買っている。2010 年 4 月に荒巻を含むザイトク集団に攻撃され、刑事告訴して闘って来た経緯もある)

また、動画で荒巻が「(戸田は) 宮本、宮本って目の敵にしているから (そのことを宮本さんに) 言うたらね、『僕、全然相手にしてない』って・・・」と言ってるが、戸田が宮本府議を批判し出したのは、不正看板問題で 2011 年 1 月からだから、この宮本府議との会話はそれ以降に行なわれた事になるが、荒巻は 2011 年 4/21 判決で京都朝鮮学校襲撃と徳島県教組襲撃について懲役 1 年 6 月・執行猶予 4 年の有罪判決が確定している。

宮本府議がこの店で荒巻と会って戸田の事を話題にしているという事は、当然にも荒巻が在特会活動をしている男である事を承知の上で仲良くしていたという事であり、それだけ荒巻らの極右差別思想・行動に宮本府議が共鳴しあっていた、少なくとも何ら異論を差し挟まなかったという事である。

(荒巻は自分らの行動に賛同しない者に対しては「在日」とか「反日」とレッテル貼りして敵意剥き出しに攻撃するので、在特会行動に批判を持つ人間について荒巻が好意的に語る事は絶対にない。)

しかも宮本府議については、荒巻有罪確定翌年の 2012 年 3 月に荒巻の店に警察の手入れが入って荒巻が暴れて逮捕された時にもこの店に来ていて、警察も驚いたという確かな情報がある。

宮本府議は人権を擁護し差別や暴力に反対すべき公職者の地位にありながら、差別暴力常習犯が経営し、その手の連中のたまり場になっている店に何度も通って、凶悪犯罪者＝荒巻靖彦と仲良く語り合ってきたのであり、その人権感覚は到底「門真市体育協会の会長」にふさわしいものではない！

#### 5：(迂回寄付による税金還付、しかも「返納したいが税務署が受けてくれない」というウソ発言)

宮本府議が自民党時代に「迂回寄付」をやって市民とかけ離れた税金還付を受けていた事が今年 4 月に発覚して、門真市長選に出馬表明して 44 日にして出馬断念に追い込まれた事は記憶に新しい。

しかし問題はこれだけでなく、宮本府議はマスコミ取材に答えて「還付を受けた所得税の修正申告を検討したが、迂回先だった政党支部をすでに解散しているため手続きができない」と答えている(4/11 読売新聞)が、これはウソとしか思えない。

たしかに「自民党第二支部」は消滅しているが、1) 宮本一孝個人の収入の詳細、2) 宮本一孝個人が「自民党第二支部」に寄付金を出した詳細、3) 「自民党第二支部」が「宮本一孝後援会」に寄付金を出した詳細、の 3 点の詳細が、全て公的記録文書に残っており、この 3 点をつき合わせれば「宮本一孝個人に還付されていた金額」も、「宮本一孝個人が本来納税すべきだった金額」も、すぐに判明する事だ。

税金還付についてあれほど世論の批判を受けて謝罪したにも拘わらず、「返納したいが税務署が受けてくれない」とウソをついて、返納する努力をしない宮本府議が体育協会の会長でよいはずがない。

(資料 7 参照)

#### 【 吉水丈晴門真市議(緑風クラブ)の素行問題 】 (資料 8 参照)

1：本年 4 月 1 日より「門真市議員政治倫理条例」が施行され、「公金支出団体役員への議員就任の禁止」が規定され、全議員にこれを遵守する義務が課せられた以上、吉水市議は「門真市体育協会副会長」を 3 月末をもって辞職しなければならない。

しかし吉水市議は、5 月 15 日に私が本人に質した所でも「まだ続けている。何が悪いんや」という対応で、「政治倫理条例違反をしたらだめだろう」と私が言っても鼻でせせら笑うような姿勢を続けるだけだった。



- 2：しかも吉水市議は、自分は条例違反を続けておきながら、4月第1週に今田議員、大倉議員と3人連名で、他会派議員に関して「議員政治倫理条例違反の疑い＝迂回寄付問題」を批判しての「審査請求」を会派代表者協議会に出すという鉄面皮な行動を起こし、さらに翌週にそれが自分らの応援する宮本一孝府議の迂回寄付問題に飛び火した途端に取り下げるといふ、政治倫理条例の「為にする利用」を行ない、なおかつ自分自身はその後ずっと条例違反を続けて今も平然としているという、およそ議員として考えられないほどの破廉恥を重ねている。
- その罪状はまことに悪質だと言わねばならない。

## 貴体育協会への糾問と追及宣言

- 1：貴会は2010年3月から会長・副会長に現職の宮本府議・吉水門真市議をあてるといふ、前代未聞の体制を取ったが、これは広範な市民のスポーツ団体の連合として政治的に中立であるべき体育協会の原則を逸脱したものである。
- 両議員には大きな便宜を与え、2011年の府議選・市議選では得票を延ばし、宮本府議に至っては今年門真市長選に出馬表明するに至ったほどであるが、一方では、両議員に反対する立場の体育協会会員や市民、議員にとっては非常に不愉快な思いを強いられるものである。
- 2：しかも宮本府議は、上に述べたように、およそスポーツマンシップとはほど遠いせこいウソつき男であり、さらに人権侵害の民族差別暴力集団の一員で凶悪な犯罪者を批判するどころか、その経営する店にわざわざ何度も訪ねて楽しく会話するという、およそ人権擁護や住民の安全と尊厳を守る見識のカケラもない人物であり、体育協会の会長になど絶対にしてはならない人物である！
- 3：さらに貴会は、市の条例を遵守すべき公金支出団体でありながら、「公金支出団体役員への議員就任の禁止」が規定された「門真市議員政治倫理条例」が4月1日より施行されたのに、あえてそれに違反して吉水市議を副会長の座に留め続けている。
- 貴会を所管する門真市教育委員会から問い合わせがあっても平気の平左で、条例違反状態を改めようとしない。
- この行状はまことに悪質であって、門真市の公金支出団体としては絶対に許されない事であり、真摯にスポーツを楽しもうとする貴会の会員市民の気持ちをあざむくものである。
- 4：従って私は、市議会議員として議会質問その他あらゆる手段を使って、貴会が宮本府議・吉水市議を会長・副会長の座から降ろし、真摯な反省と体質改善を行なうまで、徹底的に追及していく！
- 問題解決がなされるまでは、貴会の行事への出席は、抗議の意思表示として全てボイコットする！
- ~~~~~

## 貴体育協会への公開質問

公金支出をチェックすべき市議会議員の業務として、かつ6/1～5開催の6月議会での質問に供するため、以下の質問を発するので、5月30日(木)夕刻までに、当職に文書で回答されたい。

(6月議会の本会議一般質問の通告締め切りが5/31。FAXによる回答も可。)

- Q1：府議や門真市議を会長・副会長に据えるのは、政治的に中立であるべき体育協会の原則を逸脱し、その議員に反対する立場の会員や一般市民に不愉快な思いを強いるものだと考えないか？



Q 2 : 宮本府議の素行問題がこれほど示されても、宮本府議が貴会の会長にふさわしいと考えるのか？

Q 3 : 民族差別・暴力襲撃の常習者を全く批判せず、そういった者と仲良く会話するような人物が貴会の会長を務めるのは、外国籍住民やその友人知人の会員・市民にとって恐ろしい事であり、青少年の教育にとっても害悪になるとは考えないか？

Q 4 : 貴会は、「体育協会の副会長市議は『門真市議員政治倫理条例』に違反しても構わない」、と考えているのか？

Q 5 : 「吉水副会長の2年の任期が2014年3月末までである」という事と、「公金支出団体役員への議員就任禁止を定めた門真市議員政治倫理条例がこの2013年4月1日から施行された」事の、どちらが重いと思っているのか？

「吉水副会長の2014年3月末の任期までは、副会長を辞職させる必要はない」、と考えているのか？

Q 6 : 「会長・副会長を任期途中では絶対に解職出来ない」という理由はあるのか？

「絶対に途中解職出来ない理由がある」と言うのであれば、それを示されたい。

途中解職は、理事会や臨時評議委員会での議決や本人からの申し出があれば出来るのではないか？

以上。



## <6月議会の文教常任委質問のための準備メモ>

教育委員会へ。所管事項質問の「体育協会問題について」（仮題）の準備メモの1）を送ります。

なお、当方の公開質問状に対して、体育協会の田中会長が5/29に詭弁に満ちた「個人的回答」を送ってきたので、それを資料としてFAXで送っておきます。

-----  
(前略)

Q4：議員政治倫理条例の施行以降も、体育協会は「市民総合体育大会」の開会式出席の議員について「参与」として発表している。

私については、「体育協会の姿勢に抗議しての出席手当ボイコット」を5/17に通知したにも拘わらず、勝手に「参与」として虚偽発表までしている。

開会式出席の議員を「参与」として発表するのは、その議員が議員政治倫理条例に違反して「体育協会の役員に就任している」との誤解を市民に対して与えるものであり、取りやめるべきだと教委は体育協会に指導すべきではないか？

(中略)

Q6：「公金支出団体役員への議員就任の禁止」を定めた「門真市議員政治倫理条例」は、たしかに一義的には、議員自らが守るべき事であり、違反した議員は議会において審議され裁かれるものである。

しかし、それは決して「公金支出団体側は条例違反状態を続けても責任を問われない」ものではないし、「団体を所管する市や教委が条例違反状態を放置してよい」ものでもないはずだが、教委の見解は？

Q7：「体育協会の副会長市議は『門真市議員政治倫理条例』に違反しても構わない」のか？

また、「体育協会は『門真市議員政治倫理条例』に違反しても構わない」のか？

(中略)

Q9：田中会長の5/29回答によれば、「現職議員が会長・副会長に就いている問題について、理事会・評議会の臨時開催を求める声は全く出ていない」との事であり、体育協会が4/1施行からほぼ2ヶ月経っても、吉水副会長の議員議員政治倫理条例違反状態を自ら改める気が全く無い事が示されている。

同じく5/29回答では、「（議会側で）議員政治倫理条例違反の裁定が出たらそれに従う」とも答えており、これはつまり、「誰の目にも明白な条例違反であっても、違反を続ける鉄面皮議員と歩調を併せて、いよいよ裁定でクロと決まるまでは条例違反を継続する」との姿勢の表明である。

公金支出団体がこういう姿勢を公然と示す事について、所管する教委はどう考えるか？

団体のコンプライアンスの善導・誘導の観点でどうか？

こういう団体理事長の姿勢は社会教育団体としてふさわしいものか？

Q10：私が体育協会の宮本一孝府議：会長の「素行問題」について、証拠を提示して「こういう人間を体育協会の会長にしているのか？」と問うた事に対して、田中理事長は「体協活動の中においては素行に問題があるような言動・行動は確認できていない」＝「だから会長として問題ない」、という詭弁を弄して答えている。

これはつまり、体協活動以外の社会生活において、

・「3年10ヶ月に渡る違法看板の意図的な使用」をしようとも、(中略)

・「人権を擁護し差別や暴力に反対すべき公職者の地位にありながら、差別暴力常習犯が経営し、その手の連中のたまり場になっている店に何度も通って、凶悪犯罪者＝荒巻靖彦と仲良く語り合ってきた」のであっても

全くお構いなしに体育協会の会長に据え続ける、という居直りである。

「体育協会の中で悪さをしなければ、外でいくら悪さをしても会長に据えていい」、という感覚は、社会教育団体として適切なものか？ 教委の見解を問う。